

## 原子力発電・エネルギー問題等調査特別委員会会議録

### 招 集

令和2年9月25日（金）午後1時 議場

### 出席委員（9名）

（委員長）尾 沢 三 夫 （副委員長）土 光 均  
石 橋 佳 枝 稲 田 清 奥 岩 浩 基 国 頭 靖  
戸 田 隆 次 中 田 利 幸 矢 田 貝 香 織

### 欠席委員（0名）

### 説明のため出席した者

伊澤副市長

【総務部】辻部長 永瀬防災安全監

[防災安全課] 三木課長 藤谷主査兼危機管理室長 大塚調整官  
戸崎危機管理室係長

### 参考人

中国電力株式会社常務執行役員電源事業本部島根原子力本部副本部長

長谷川 千 晃 氏

中国電力株式会社執行役員鳥取支社長兼電源事業本部島根原子力本部副本部長

藪 根 剛 氏

### 出席した事務局職員

松下局長 土井次長 先灘調整官 安東議事調査担当主任

### 傍 聴 者

安達議員 今城議員 岡村議員 門脇議員 前原議員 又野議員

報道関係者1人 一般5人

### 報告案件

- ・島根原子力発電所サイトバンカ建物の巡視業務の未実施に関する調査報告の取りまとめについて
- ・令和2年度原子力防災訓練の実施について

~~~~~

### 午後1時00分 開会

○尾沢委員長 ただいまより原子力発電・エネルギー問題等調査特別委員会を開会いたします。

本日は、配付しております日程のとおり、2件の報告がございます。

初めに、島根原子力発電所サイトバンカ建物の巡視業務の未実施に関する調査報告の取りまとめについての報告を受けます。

報告に当たりまして、参考人の紹介をいたします。

中国電力株式会社電源事業本部島根原子力本部副本部長、長谷川千晃様です。

○長谷川島根原子力本部副本部長 長谷川でございます。よろしくお願い申し上げます。

○尾沢委員長 中国電力株式会社鳥取支社長兼電源事業本部島根原子力本部副本部長、藪根剛様でございます。

○藪根鳥取支社長 藪根でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○尾沢委員長 それでは説明をお願いいたします。

藪根剛様。

○藪根鳥取支社長 改めまして、中国電力鳥取支社長の藪根でございます。皆様方には、平素より当社事業に格段の御理解を賜りまして、心より御礼を申し上げます。また本日は、こうして説明の場をいただきましたこと、大変ありがたく思っております。どうぞよろしく願いいたします。

さて、島根原子力発電所におけるサイトバンカ建物の巡視業務の未実施につきましては、地域の皆様をはじめ多くの方々に御心配をおかけいたしましたこと、心よりお詫びを申し上げます。本件につきましては、6月4日、当特別委員会におきまして、調査結果と事実関係、そして、問題点を踏まえた再発防止策の方針などにつきまして、御説明をさせていただきましたが、その後、事実関係を踏まえた直接的な原因や発生に至った背景、そして、社員の意識、職場風土など、様々な角度から検討を行いまして、根本的な原因分析を踏まえた再発防止策を取りまとめまして、8月31日に公表をさせていただいたところでございます。本日はその調査報告について、御説明をさせていただきます。

当社といたしましては、今後、同様の事案を発生させないよう、再発防止策にしっかりと取り組むとともに、原子力安全文化の醸成に努めることで、地域の皆様に御安心いただける発電所を目指してまいりますので、引き続きの御指導を賜りますようどうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、島根原子力本部副本部長の長谷川から御説明をさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○尾沢委員長 長谷川千晃様。

○長谷川島根原子力本部副本部長 それでは、お手元の資料に基づきまして、調査結果を御報告いたします。

今日準備いたしました資料でございますけれども、丸1ページ目を御覧ください。その横に黄色い枠がございます。前回6月4日に御説明をした以降の変更点、こちらが分かるようにページごとに記載してございますので、それを踏まえて御説明をしたいと思います。まず改めて主な経緯でございますけれども、2月16日、サイトバンカの建物の巡視を実際には行っていないにもかかわらず実施したという報告が生じてございます。18日、当社がそれを確認いたしまして、19日に報道発表をしたわけでございます。

2ページ目を御覧ください。こちらは、緑の枠組み、新たな事案、事象でございますので、御覧いただければと思います。前回の御報告、5月13日、そしてこの委員会にも御報告しましたけれども、先ほど藪根が申し上げたとおりでございます。根本原因を、さらにはその再発防止対策を8月31日に御報告をしてございます。

3ページ目を御覧ください。こちらは現状の法令要求、1日1回の巡視が求められているものでございます。4ページ目も同じでございます。

5ページ目、こちらはサイトバンカ建物の外観の写真を記載してございますけれども、従前、御説明したとおりの構内配置図でございます。

そして6ページ目、こちらも従前と変わりません。このサイトバンカ建物は、低レベルの放射性廃棄物のいわゆる容量を少しでも減らしまして、青森県の処分場のほうへドラム缶に詰めて搬出するその前処理をする設備でございます。焼却炉、溶融炉等がございます。

7ページ目、8ページ目は、新たに追加した資料でございますけれども、このサイトバンカの運転業務、この中に巡視業務も含まれますけれども、体制を示したものでございます。7ページ目、今回の事案はこのうちの右側、土日・休日に発生した事案でございます。御覧のように現場には、運転副責任者1名と今回の問題が発生しました運転員が1名、こういった体制でございます。同じく焼却炉・溶融炉を運転していない状態でも、平日につきましては基本3名の体制でございます。一番上に運転責任者とございますけれども、こちらについては現場ではなくて、基本的には事務所に詰めて管理監督をするという体制でございます。8ページ目は、設備を運転した状態でございます。原則3名の体制が基本となっております。状況によっては土曜日の運転もございまして、その際は3名の体制をつくってございます。

9ページ目は参考でございます。前回もおつけしてございます。

10ページ目、こちら調査体制を示したものでございまして変更はございません。

11ページ目、御覧のように本社のほうに当社の対応本部を設置いたしました。また右の上のほうには、協力会社、今回の事案を起こしました当該の会社も当然体制を組んで調査を進めたわけでございます。

12ページ目、こちら表の下のほうに備考欄がございます。前回のこの委員会でも第三者の調査といったものを、皆さんのほうから御意見として頂戴いたしましたけれども、この調査に当たっての外部第三者の関わりについて御説明してございます。後ほど詳細は御説明いたしますけれども、まず調査結果は、昨日もございました当社の原子力安全文化有識者会議、さらには企業倫理委員会、こういった二つの委員会に対して意見・提言を求めてございます。また今回の調査で根本原因分析及び再発防止対策は、外部第三者組織の助言を受けてございます。

13ページ目、こちら改めでの御説明でございますけれども、最初の1名以外に類似事案はないかということ調査いたしました結果、8人、32日、いずれも休日でございますけれども、事案が確認されてございます。これは5月13日に、前回のこの委員会で御報告して以降、増えているわけではございません。その後の類似事案はございません。この中で2番目の組織的関与に関する調査結果でございますけれども、本人への聞き取りを含めて詳細に調査いたしましたけれども、いわゆる組織的な関与はなかったという判断をございまして、この判断につきましては、協力会社の弁護士の検証も実施してございます。

続いて14ページ目を御覧ください。ここも前回と重なりますので簡単に触れておきたいと思っております。まずは調査結果でございますけれども、この表の上が協力会社、下が当社ということになってございますけれども、実はこのあたりには中には前回の御報告以降新たに追加で分かったこともございまして、御説明をしたいと思います。まずは当社要求では、休日につきましては半日で2回なんですけれども、巡視を要求してございましたけれども、この中の一番上の左の枠でございますけれども、一度管理区域、いわゆる放射線管理区域ですけれども、設備が設置されてございます。そこへ入域して一度退域して計2回

する場合と、実は管理区域から退域せず続けて2回目の巡視を実施しているケースがあることが分かりました。巡視の本来の要求からすると、特に続けて2回巡視する行為については問題もございませんで、是正措置を講じてございます。続いてですけれども、中には滞在時間が短かったものもございます。これについても、十分な巡視ができていたか否かについて問題もございます。是正措置が必要でございます。さらには、当社要求の1日2回、これに対して実際には1回しか実施していないということもございます。これも同じく是正措置が必要でございます。続いて当社の事案でございます。巡視を行っていたわけではございませんけれども、巡視記録に記載された巡視員の管理区域への入域が確認できていないものがございました。あるいは、入域時間の短かったものが確認されてございます。この場合、当社においては代務者という運用がございまして、本来は巡視記録に名前を記載した者以外の者が、実際の巡視を行っているという運用をしてございます。ただ、その記録が明確になっていないという問題がございまして、是正措置の必要がございまして。

続いて15ページ目でございます。過去の不適切事案に関する再発防止策の検証でございます。御承知のように、この10年、10年前に点検不備問題を起こし、さらには2015年には同じこの建物の低レベル放射性廃棄物の流量計の校正問題がございました。こういったことを踏まえまして、これまでの再発防止対策が機能していたか否か、こういった観点からの検証でございます。2番目を御覧ください。当社社員に重点を置いてこれまで諸施策を展開しておりましたけれども、実際には協力会社につきましては、その協力会社の自主的な取組に委ねて当社の関与が不十分であったということが反省点として挙げられております。3番目でございます。さらには原子力安全文化の醸成活動が、協力会社と一体となった取組であったかという点においては、さらに評価の必要があると思っております。4番目でございます。協力会社からとりわけ、半日で2回の巡視回数の見直しの提案がこれまでございました。それに対して、当社は常に問いかける姿勢といった再発防止対策の柱を掲げているにもかかわらず、十分な対応を行っていなかったという反省点がございまして。さらなるこの柱の浸透が必要と考えてございます。5番目、原子力強化プロジェクトがこの安全文化醸成活動の中心的な役割、機能を持たせてございますけれども、今回のようにその兆候を早期に検知できていなかったと、本当にこの今の体制で十分な活動ができているかどうか、こういったものについても今回の事案を踏まえて、今後検討を進めていく必要があるかと思っております。

続いて、16ページ目でございます。先ほど申し上げました第三者による意見・提言を御紹介したいと思います。まずは、原子力安全文化有識者会議、昨日も厳しい御意見が多々ございました。さらには、企業倫理委員会とこの二つの委員会がございまして、いただいた提言については、今後再発防止対策は、具体的にはさらにアクションプランというものを策定いたしまして展開してまいります。そちらへの反映を図ります。2番目、第三者組織から根本原因分析、再発防止対策に助言をいただいております。その助言の内容をここに記載してございまして御紹介いたします。根本原因分析の過程において、問題点抽出の視点が協力会社中心の視点となっており、あたかも協力会社の根本原因のようになっているとの助言を受け、これを考慮し当社視点を中心とした分析となるよう根本原因分析を実施しております。また、再発防止対策の検討に当たっては、サイトバンカ建物の巡

視業務の重要度を含めた実施内容を協力会社と共有するようにとの助言をいただき、再発防止対策に反映してございます。

17ページ目でございます。これは前回の御説明でも、直接的な原因と再発防止対策の方針という形で触れてございます。再度簡単に触れておきますけれども、まず1番目、当社と協力会社が実施する再発防止対策、一体となった対策が必要というふうに考えてございます。先ほども申しました対策ごとにさらなる詳細なアクションプランを策定して展開してまいりますけれども、こういったものは逐次、原子力安全文化有識者会議等へ報告し、意見・提言を受けてまいります。3番目でございますけれども、こちらについても、アクションプランを策定することにしてございます。まず括弧1、今回策定した再発防止対策のほかの協力会社、特に保安規定に記載されております業務、ほかにも2社に委託をしてございますけれども、そういった会社への水平展開を図ります。括弧2、先ほど申しました当社の巡視における代務者の運用、こちらについてはしっかりと記録が残る、あるいは代務者の運用ルール等を構築してまいります。括弧3、より現場に即した安全文化醸成活動の仕組みの構築、これを掲げてございます。

それでは18ページ目、こちらも再掲になります。まずは、本事案・類似事案共通の事案、事実関係、問題点、3つ掲げてございます。この協力会社の巡視員が管理区域の巡視を実施していなかった。していないにもかかわらず、実施したとする記録を作成した。これが括弧の2でございます。括弧3、当社の当直長、あるいは協力会社の運転副責任者がこのことに気づけておりません。そして、本事案に係る事実関係、問題点でございますけれども、まず、括弧1、時間的な巡視の余裕がなかった。括弧の2、実際には、巡視前にパトロール支援システム、記録を作成しているということがございます。括弧3、巡視を実施していないにもかかわらず異常なしと報告をしていた。括弧4、当日の事前のミーティング、こういったものをしておりませんので、やはり役割分担、こういったものの共有化が十分ではございませんでした。括弧5、法令等要求事項を協力会社に明示していなかった。これは当社の問題でございます。

そして、19ページ目、問題点の2番目でございます。その他の調査の中で確認された事実関係といたしまして、先ほど冒頭申しましたけれども、実際には1回しか巡視がなされていないことがございました。括弧2で、入域時間が短いものもありました。2回は入っているけれども短いものがあつた。また、括弧3です。同じく1回管理区域に入って連続2回の巡視をしていたというのも分かってございます。

さて、今日の本題でございます。20ページ目からでございますけれども、再発防止対策を御説明してまいります。

まず、この1番目、業務管理の問題と書いてございますけれども、以下同じようなフォーマットで御説明してございます。一番上に直接的な原因あるいは間接的な原因を記載いたしまして、中ほどにその再発防止対策を記載し、右のほうには完了時期を記載してございます。まず括弧1番目でございますけれども、これまでは巡視の報告が自己申告のみであつたということでございますので、括弧1の対策を御覧ください。管理区域に入りますと、こういった実績レシートが出てまいりますので、こういったものでしっかり運転副責任者が確認する運用を決めます。括弧2、手順書で明確に役割分担等が明確にされておられません、巡視員任せの巡視になっていました。括弧2の対策でございますけれども、同じ

くこういった巡視ルート、巡視ポイント、ミーティングの実施、こういったものを手順書に明確化いたします。

21 ページ目でございます。業務運営の問題、括弧1、協力会社の方の教育が不足していたということございまして、対策としては、3つございますけれども、この中で特にCのところを御覧ください。実は、私ども巡視業務に関してモチベーション向上の一環として表彰制度を導入してございます。非常にやる気が出ると、牽制にもなりますので、同じくこの協力会社のほうにおいても表彰制度を導入したいと思っております。括弧2、土日に管理者が不在であることがございまして、牽制機能が不十分であったと思っております。これに対しても3つの対策を掲げてございますけれども、Cのところ、管理者の責務の教育を新たに定期的に実施してまいります。管理者の役割、自覚を一層高めるといったことが必要だと思っております。

22 ページ目でございます。意識面の問題でございまして、括弧1、事実を率直に報告する責任があるという認識が低かった。結果、虚偽、実際にはしていないにもかかわらずしていたというような報告をしたわけでございます。これに対しては、コンプライアンスの実践及び原子力安全文化醸成活動の充実、基本的には、研修、さらには話しやすい職場、意見交換を定期的に実施する。こういったことを考えてございます。括弧2、コミュニケーションの重要性が今一つ認識されていなかった。こういうことございまして、ミーティングの際の運転指示、報告書、こういったものも新たに充実させます。また、全ての巡視員には認定基準、力量が要求されてございますので、こういったものの中に、コミュニケーションの重要性に関する項目を定めます。

23 ページ目、これは当社分でございます。業務管理の問題として、当社の巡視結果を確認する仕組み、実際は提出されるパトロールシートのみであって、エビデンスもございませんでした。これに対しては、パトロールシートとともに現場写真を撮ってもらうことによって牽制機能を働かせます。そして括弧2、何より委託仕様書に具体的な要求事項の明示が不足していたと考えてございまして、委託仕様書の充実、そういったものを図ってまいります。

24 ページ目、これも前回で御説明しておりますけれども、今使っておりますこういった携帯端末で所定のチェックポイント、巡視ポイントの写真を撮っていただくこういったことを実施してまいります。

25 ページ目、ここからが根本的な原因と再発防止対策、当社分でございます。これは分析対象要因、当社の視点から考えてございまして、まず括弧1、委託仕様書等で要求事項を明確にしていない、そして協力会社に委ねていた。何分、昭和59年の運開以来、ずっとこの同じ会社が運転をしてございまして、若干そこになれ合いなどがあつたのではないかという反省点がございまして。括弧2でございまして、実際の巡視未実施に気づけなかった。括弧3、2か月に1回は私どもの巡視員が現場、サイトバンカも巡視しておりましたけれども、十分に、特に休日の勤務実態、こういったものの把握ができておりませんでした。括弧4、協力会社から先ほども申しました実は2013年に休日の巡視回数について過剰ではないかというような、どうも意見提言があつたようでございまして、その際に十分な対応をしていなかったというのが分かってございまして。括弧5、これまでの原子力安全文化醸成活動、これが協力要請にとどまっております。特に、当社

以外の協力会社に対しては、今一つ取組に対する積極性に欠けていたと認めております。

26ページ目からが、同じく根本的な原因とその再発防止対策を記載しております。

まず、括弧1ですけれども、協力会社に対して当社からの巡視の重要性や巡視員の基本行動等について、継続的な教育が必要ないと考えてしまったということございまして、これに対しては、当社が講師となって教育を実施してまいります。全てがそうではございませんけれども、そういっためり張りをつけた教育をしてまいります。括弧2ですけれども、協力会社に任せておけば大丈夫という意識が次第に浸透していたんだと思います。業務管理が不十分になっていたことが否めません。3つの対策がございまして、まずは、委託、さらにはその実施状況、定期的にレビューをいたします。次に、2番目ですけれども、協力会社の巡視員認定のプロセスをさらに明確にします。先ほど言いましたように、全ての巡視員については、その資格に応じて認定制度がございまして、そういったところに、例えば、Cですけれども、理解度確認テストを拡充する。Dですけれども、当社管理職が確認をするところといったことを考えております。3番目、今回の事例等を題材に、これは当社の社員に対してですけれども、委託する我々に対して委託管理に関する研修を定期的に行ってまいります。先ほど来、完了時期については御説明しておりませんが、継続実施と書いてございますのは、例えば一番上、2020年8月、一通り終わりますけれども、当然その後も継続して行くと、こういう意味合いでございませぬ。

27ページ目、括弧3、いわゆる協力会社との業務上のコミュニケーションが不足して、協力会社からも改善要請等への受け止めが不足してございました。これに対して、2つの再発防止対策を掲げてございます。コミュニケーションの継続的な改善が必要でございまして、委託業務の懸案事項や改善事項を吸い上げる仕組みをつくりまします。それについては、他部門の部長クラスを交えて少し距離を置いた目を使いましてレビューをしてまいります。さらには、当社は常に問いかける姿勢の意識醸成活動、なかなか問題意識として持ちながら実践が不足していたということございまして、今回事例を用いましたディスカッション活動などを行ってまいります。

28ページ目に移ります。アウトソース、つまり委託、今回のような業務につきましては、基本的には原子力発電所においては、当社社員と同水準の要求が必要という認識、これが改めて必要だと思っておりますので、従来当社内に強化してございましたこの原子力安全文化の活動、これを同じレベルで協力会社にも要求する必要があるかと思っております。対策として、今申し上げたとおり、当社社員と同等な醸成活動を実施してまいります。また、Cに書いてございますけれども、当社協力会社役員と協力会社の巡視員との対話活動を実施しております。写真を2枚掲げてございますけれども、左は既にもう3回、計30名の協力会社の巡視員の方と当社の役員が対話を行っているところでございます。実際に行った状況を聞きますと、今回の事案のいわゆる地域の皆様への御心配をかけたことの重大さに改めて気がつくとともに、引き続き、非常に重要な仕事に携わっているという認識を新たに持たれたというふうに聞いております。

29ページ目、根本的な原因に対する再発防止対策、これは協力会社でございまして、協力会社の視点としては、先ほど来申しております短い時間での巡視、あるいは、1回しか実施していない。さらには、管理区域の巡視を実施していなかった。場長が気づ

けなかった。こういった問題がございます。根本的な原因として協力会社の管理者としてのマネージメントが十分ではなかったということがございますので、これについては教育によってしっかりと、特に管理者の方の認識を新たにさせていただくことにさせていただきます。

最後に30ページ目でございますけれども、根本的な原因分析を踏まえる過程で、いわゆる属性的には直接的な原因と思われるものが新たに確認されてございますので、この辺りを2つほど業務運営の問題と管理の問題として整理して再発防止対策を定めてございます。まず、1番目の括弧1ですけれども、運転副責任者の認定に管理的役割、責任を定めていない。運転副責任者は管理職ではございませんけれども、実質現場の長でございます。そういった方に役割・責任を明確化し手順書への認定要件、手順書に認定要件を明確にしていまいます。続いて、前回からいろいろ御指摘をいただいておりますけれども、巡視の回数適正化でございます。直接的な原因として、自分たちの決めた巡視回数等の要求事項に問題がないと思っていた。これは当社の認識でございますけれども、実態としては、本当に半日で2回が意味のあることなのかを含めて適正化が必要と考えてございます。現状を申し上げますと、下に注意書きがございます。実際の巡視、この施設は基本的には異常が発生いたしますと中央制御室の遠隔監視で検出が可能であることが求められております。そういう機能・設備がございます。あくまでも現場は異常兆候の早期発見という観点で巡視に行くわけでございます。そういう意味で、このサイトバンカ、特に休日でございますけれども、1日1回の巡視回数でも十分安全には問題がないというふうに私どもは考えております。またむしろ、過剰な要求が結果今回のような問題の副因になる可能性もございまして、2020年の8月1日から休日・土日を含めてですけれども、1日1回の巡視に変更してございます。ただし、完了時期が11月と書いてございまして、今後最適な巡視回数、体制を含めて引き続き検討をしていくことにさせていただきます。もう1点、前回御報告いたしましたこれとは別に、廃棄物貯蔵庫を監視カメラで確認していると、巡視しているという事案を御説明いたしました。当社のマニュアルでは、現場で臭いとか異臭を確認すると定めているにもかかわらず、監視カメラで遠隔監視をしていたと、これが当社自ら定めたルールと反しているという指摘を受けたわけでございます。これに対しても現状は、直接巡視をしてございますけれども、やはり先々は、この監視カメラを有効に使う、別の重点パトロール巡視の中でしっかりと建物の中も含めて監視いたしますので、こちらでも現在適正化の検討中ということを御報告して、私の御説明は以上でございます。ありがとうございました。

**○尾沢委員長** 説明は終わりました。委員の皆様からの御意見を求めます。

石橋委員。

**○石橋委員** 幾つか質問をしますので回答をお願いします。まず最初に、12ページのところですけど、調査は中国電力の会社の中の組織でされて、その結果について第三者に意見を求められたということですよ、何度もこういう機会に第三者の調査が必要ではないかというふうに申し上げておりますけれども、なぜ第三者の調査を受けないんですか、調査をしてどういうふうなところの問題を拾ってくるのかということは大変重要なことだと思いますが、その部分はどのようにして社内だけで収めようとするんですか。

**○尾沢委員長** 長谷川副本部長。

**○長谷川島根原子力本部副本部長** 第三者の方は倫理的に何か問題があったりする、そう



いったところになりますと当然専門の方を従前の調査では支援をいただいております。しかしながら一方で、調査をするに当たってある程度、設備、運用、こういったものをよく熟知した者のほうがより深い調査ができるということもあろうかと思っております。ですから、適切にその辺りの役割を織り交ぜる、社内の体制の中にも社内的第三者と、いわゆる私どもでは監査班と申しておりますけれども、違う目で見ると。基本的には原子力発電所の運営には関わらない者でございますので、むしろ、第三者的な視点も持っております。こういったもの、さらには、結果を外の委員会に御相談をするということで十分調査の機能を果たせると思っております。以上でございます。

○尾沢委員長 石橋委員。

○石橋委員 調査するのに外の人だけで回って調査をするというのはあり得ないと思えます。熟知しておられる社内の方が一緒について回るということであろうと思えますので、依頼される先もそれなりに専門的な方になると思えますので、そういう理由ではちょっと納得はできないんですけれども、それは置きまして、次のページ、14ですけど、前回の報告があったときよりも増えた状況として、サイトバンカの中に入って巡視をして、退出してからまた時間をおいてまた入るのではなくて、中の巡視を2回続けてやってしまったとか、あるいは入ったけど、滞在時間が短かったということがあったというのがさらに分かったということですよ。これはさきに報告があった8人、サイトバンカに1回しか入らなかったとか、入らなかったのに、入ったという報告があったというのは、8人というふうに聞いていますが、それ以外にそういう例が幾つもあったということですか。

○尾沢委員長 長谷川副本部長。

○長谷川島根原子力本部副本部長 基本的には8人もこういう巡視をしたというケースもあったかと思えますけれども、それ以外、特に短時間をカウントいたしますと、私どもとしては、最低10分は必要だろうと考えてございますけれども、それに至らない方が九十何人程度いたというふうに調査結果としては出てございます。

○尾沢委員長 石橋委員。

○石橋委員 続けていきます。ここんところは確認させていただいて、次に行きますけれども、16ページの。

○尾沢委員長 石橋委員、ちょっとお待ちください。

長谷川副本部長。

○長谷川島根原子力本部副本部長 98人ではございませんで、短時間の巡視をしていたという者が、計16人、日数にして98日、確認されております。失礼しました。

○尾沢委員長 石橋委員。

○石橋委員 もう1回聞きますけど、この巡視に当たるメンバーは、全部で何人いらっしゃるんですか。

○尾沢委員長 長谷川副本部長。

○長谷川島根原子力本部副本部長 約30名でチームを構成してございます。

○尾沢委員長 石橋委員。

○石橋委員 その件は分かりました。次に16ページですけど、その外部の第三者組織から受けた助言の内容というところで、根本原因分析の過程においてというのが何行か書いてあるんですが、これで協力会社中心の視点となっており、当社視点を中心とした分析

となるように根本原因分析を実施したということの内容は、具体的に言えばどういうことですか。

○尾沢委員長 長谷川副本部長。

○長谷川島根原子力本部副本部長 具体的に申し上げますと、根本的な原因分析を取りまとめた26ページ目から御覧いただきたいですけれども、これが全て当社視点で根本的な原因を取りまとめております。いずれも主語が当社というふうになっております。最初の段階で、とかく協力会社においてこういう問題があったというふうなまとめをしていたわけですが、外部機関の助言では全ての責任を負う中国電力の立場、視点から原因を掘り下げなさいということがございまして、こういった結果としては、主語が当社ということになると、全て当社が何がしらの問題を抱えていたという視点で整理をしております。

○尾沢委員長 石橋委員。

○石橋委員 その点分かりました。それ同感ですわ。次に行きますけれど、18ページです。下のほうの本事案に関わると事実関係という問題点というところの一番目には、サイトバンカ建物の非管理区域の巡視に時間を要したため、時間的な余裕がなかったというのはどういうことなんでしょうか。外回りに時間がかかったということですか。

○尾沢委員長 長谷川副本部長。

○長谷川島根原子力本部副本部長 一番最初に謀りました2月の1名ですけれども、まさしく外回り、今委員がおっしゃったように、巡視範囲が放射線管理区域とそうでない部分、2か所を回る必要がございます。非放射線管理区域、外回りとおっしゃったんで、そちらに90分ぐらい時間をかけたと言っています。実際には、ここは30分ぐらいにとどめませんと、なかなか2回ということを考えますと、時間配分的には厳しいというふうに考えております。

○尾沢委員長 長谷川副本部長。

○石橋委員 土曜・日曜は、体制が1人少ないということになるんですが、その辺の人員の配置が足りないということも原因にはなっていないんですか。

○尾沢委員長 長谷川副本部長。

○長谷川島根原子力本部副本部長 確かに、2人並行的にやるという方法もございすけれども、我々むしろ、本来安全を維持するために、この施設、休日ほどの範囲を何回巡視すればいいかというふうな視点のほうが重要かと思っております。そうしますと、むしろ先ほど最後に申し上げましたけれども、人が足りないのではなくて、2回という要求が少し過剰ではないかなというふうに考えております。以上です。

○尾沢委員長 石橋委員。

○石橋委員 結局結論として、2回は過剰だったと、1回にもう実際にされているということですが、そこのところの結論というのは、過剰という結論はどこから出てくるんですか。

○尾沢委員長 長谷川副本部長。

○長谷川島根原子力本部副本部長 原子力発電所は、何よりも安全が最優先でございますので、私ども先ほど触れましたけれども、まずは異常の検知につきましては、基本的には中央制御室、定期監視で遠隔で確認ができます。それを補完する異常の早期発見、まだま

だ問題にならない以前の異常未満のレベルの問題を摘出する。これが巡視の役割でございまして、それについて、特にこのサイトバンカ施設は土日・休日に設備が運転されておられませんので、基本的に大きな異常はまずは起こりえないとこういった考え方がございます。したがって、安全には十分配慮しながら適正化を図る必要がございます。そもそも安全性ということになりますと、私どもの反省点ですけれども、少し過剰に自らの要求を課す嫌いがこれまでもございましたので、むしろしっかりとそういった適正化を図ることが、先ほども申しましたけれども、逆にこういった問題を起こす要因にもなりかねませんので、適切な巡視頻度というのを、今これに限らず見直しを考えているところでございます。

○尾沢委員長 石橋委員。

○石橋委員 土日だけでなく、平日も1回にされたんですね。

○尾沢委員長 長谷川副本部長。

○長谷川島根原子力本部副本部長 現状は、平日も1日1回にしております。

○尾沢委員長 石橋委員。

○石橋委員 ということは通常ずっと1日1回の巡視ということになりますね。

○尾沢委員長 長谷川副本部長。

○長谷川島根原子力本部副本部長 実は例えば、2交代勤務をするようなケースもございますので、そういった場合は今は、基本的には1日に1回の巡視プラス重点巡視、ちょっと視点を変えたものをやっております。これが現状でございますので、この辺りもどういった形が一番いいのか、要員の関係と、一番大事なのは安全を確保するという視点から見て、適正化を今図っておりますので、現状はそういう運用に変えているというふうに御認識ください。

○尾沢委員長 石橋委員。

○石橋委員 先ほどちょっと説明がありましたけれども、サイトバンカ施設の巡視の問題を追うようにして、本社の中の固体廃棄物貯蔵庫の巡視業務をしなかったということが原子力委員会のほうからの発表だったと思うんですがありまして、そのことについてさっき言われたんだと思うんですけど、結局それは、中電さん自らがカメラによる監視だけではなくて、巡視が必要だというふうに決めておられたのに、実際にはそれをされてなかったということがありました。そういうふうにカメラの監視だけでは足りないというふうに片方は考えながら、なぜ巡視は1回でいいという結論が出るのがよく分かりません。

○尾沢委員長 長谷川副本部長。

○長谷川島根原子力本部副本部長 廃棄物貯蔵庫の場合は実は、別に週1回、建物の中に入って非常に精密な巡視をしております。それとさらに日1日の監視をどういう形でやるのが最適なのかということ考えた場合、今のところはやはり、この遠隔の監視カメラとの併用、むしろ問題点はそれが当社自身の運用マニュアルとのそごを生じたわけでございますので、まずは最適な巡視・監視方法を決めまして、もちろん監視カメラを使うことも含めてですけれども、それに合わせたマニュアルの変更が今後必要かというふうに考えております。

○尾沢委員長 石橋委員。

○石橋委員 22ページに戻りますけれども、コンプライアンスの実践及び原子力安全文化醸成活動の充実というところです。コンプライアンスの実践及び原子力安全文化醸成活動

の充実ということで、それが足りなかったんだというふうに書いてらっしゃいますけれど、コンプライアンスって、要するに法令を遵守するということですよね。法令の遵守というのは、どういう企業でもまず最低限で守らなければならないことだと思うんです。それがこれから重点的に守らなきゃいけないことだというふうに出てくるということがまず問題なのだというふうに思うんです。原子力安全文化を醸成すると何回も何年も、10年前からずっとおっしゃっていますけど、結局のところ、法令を遵守するということでも軽んじてきたのだなというふうに思わざるを得ないんです。エビデンスという言葉もあります。結局この証拠というのはカメラで写真を撮ってくるというのがエビデンスですか。

○尾沢委員長 長谷川副本部長。

○長谷川島根原子力本部副本部長 カメラによる証拠写真という言い方もどうかと思いますけれども、確かにエビデンスの一つでございます。これまでは本人の申告、つまり、巡視しましたと言われると、それをそのまま受けていたわけでございますけれども、そこに物理的・機械的な牽制、確認機能を併せていくということを考えております。

○尾沢委員長 石橋委員。

○石橋委員 協力会社へのその後の、要するに始まった59年でしたか、開業当初以来、その後のそういう働きかけが弱かったんだというふうに言われていますけれども、どんな会社でも発展の過程でいろいろ時代の要請もあり、いろんなところが変わってくる、進化してきたり、いろんな問題が入ってきますので、それを日々研修して行って新しくしていくということをすると思うんですね。特に、この原子力を扱うこういう大事な危ない仕事を抱えておられるところが、ほんとにそんな状態だったのかということに唖然としております。協力会社じゃなくて当社の問題だというふうに置き換えられたのは、当然だと私は思うんですけど、やはり中国電力の中にほんとに安全を第一にしているのかということにちょっと疑問を持たざるを得ません。最後に、巡視を1回に改める。またか、511か所の点検漏れのときにも長谷川さんがおっしゃったのは点検箇所が多すぎた。減らすとおっしゃいました。あれを聞いてびっくりしたんですけど、点検箇所をやっぱり減らされたんですね。

○尾沢委員長 長谷川副本部長。

○長谷川島根原子力本部副本部長 511か所は減らしたわけではなくて、点検頻度を適正化してございます。例えば、設備そのものにいろんな役割とか機能・能力がございまして、中には毎日見てやらないきゃいけないものもありますし、物によっては5年に1回見れば十分だと、こういうのを基本的には一律、例えば1年に1回とか、非常にさっきから言うように、かなり安全サイドと言えればそれまでですけども、過剰に私どもが中で要求していた嫌いがありますんで、頻度を適正化したというものでございます。

○尾沢委員長 石橋委員。

○石橋委員 ほんとに点検の回数、頻度を調整したというふうにおっしゃいますけど、いつも結論はそうなのかということで、ほんとにびっくりしております。もう1回聞きますけど、このサイト banca ではなく、もう一つの中国電力本社さんのほうの事案ですね、それについては、調査の報告とかはないんですか。

○尾沢委員長 長谷川副本部長。

○長谷川島根原子力本部副本部長 代務者のことをおっしゃっていると思うんですけれ

ども、実は前回5月の13日に報告しまして、先般、8月31日まで、相当時間がかかった理由の一つがこの代務者でございます。自治体の立入り調査のときもしっかり調べるようにというふうな御指摘がございまして、まずは今回、サイトバンカと当社の代務者は事案が異なります。サイトバンカの場合は明らかに巡視を怠っておりました。うちの場合は、巡視はしておりますけれども、その記録、さらには代務者の運用ルールが明確になっていなかった、これが問題だと思っておりますので、そこを改めていこうと考えております。

○尾沢委員長 石橋委員。

○石橋委員 代務者とおっしゃっています。代務というのは本社以外の方がされるんですか。

○尾沢委員長 長谷川副本部長。

○長谷川島根原子力本部副本部長 例えば、2号機の中央制御室には大体5名ぐらい、ばらつきますけれども5名程度の運転員がおります。そのうち1名が、現状ですと必ず1日1回巡視に行きます。この行った者が本当は行った者が記録シートに名前を書けばよかったですけれども、それ以外、うちのルールでは巡視責任者のような者がございまして、巡視責任者の名前を書いて、実際にあんた代わりに行ってねと、代務者ですよと、ちゃんと巡視してきてねということは間違いなくやっているわけです。それが代務者です。ですから社員同士の融通運用です。この中で記録がはっきりなかったということと、あとはそもそも代務者をどういう運用にするか、今でいうとその定めをしっかりとつけていなかったということでございます。

○尾沢委員長 石橋委員。

○石橋委員 この固体廃棄物の貯蔵庫の巡視業務の不備についても、きちんと報告されるべきだと思います。サイトバンカのことでもですけど、こちらもやはり監視という、原子力委員会からの違反だという判定が出ています。これについても、きちんと調査をされてその結果を報告されるべきで、こちらが質問してからのお答えというのは、あまりにもちょっと情けないなというふうに思います。この報告を求めます。以上です。

○尾沢委員長 長谷川副本部長。

○長谷川島根原子力本部副本部長 最後に触れましたけれども、まだまとまっておりませんので、今日は途中経過でございます。しっかり運用を定めましたら当然、この米子の執行部のほうにも御報告することになると思いますのでよろしくお願いいたします。

○尾沢委員長 そのほかの皆様のお意見を伺いいたします。挙手をお願いします。

国頭委員。

○国頭委員 7ページと8ページですね。業務体制ということで、3名、2名と2交代制と書いてありますけれども、ちなみにこれは、7ページの土日・祝日の2名は、何時から何時までの勤務というのはわかりますか。

○尾沢委員長 長谷川副本部長。

○長谷川島根原子力本部副本部長 こちらは基本的には、13時から17時、休日の午後でございます。

○尾沢委員長 国頭委員。

○国頭委員 この2名、3名ありますけれども、ずっと2名でおられるということで間違いはないですか。

○尾沢委員長 長谷川副本部長。

○長谷川島根原子力本部副本部長 設備を運転しているときは8ページ目にございますけれども、3名の体制になります。当該の事案が起きたときはいずれも設備の運転をしておりませんので、2名が基本でございます。もちろん、何か突発的に異常な事象が発生しますと、応援体制が敷かれております。基本的には、こちらの昼の責任者も私ども中国電力の当直長が責任者として常駐してございますので、その指示のもとに応援、さらには協力会社自身にももちろんバックアップの方がいらっしゃいますので、臨機応変の対応は可能でございます。

○尾沢委員長 国頭委員。

○国頭委員 続いて数点質問したいと思っておりますけれどもよろしいでしょうか。21ページからです。再発防止対策ということで、一番右に完了時期というのが書いてありますけれども、引き続き継続していく対策については、この完了時期の下に、21ページ目から続いて継続実施と書いてありますけれども、この継続実施のスパンというか、どのくらいの間隔でやっていかれるのかというのが全く書いてないんですけど、その辺りは決めておられるんですか。

○尾沢委員長 長谷川副本部長。

○長谷川島根原子力本部副本部長 実際、説明資料の中で、展開、PDCAというふうに、皆さんもPDCAということをよくお使いになると思うんですけども、その対策の効果をチェックいたしまして、さらには改善して次へ高めていくと、こういう繰り返しでございまして、物によっては、なかなか改善・向上が定着しないものもあろうかと思えますし、一概には言えませんが、まだ始まったばかりでございまして、当面、しっかりと続けていくことになろうと思えます。

○尾沢委員長 国頭委員。

○国頭委員 私はやはり、1年に1回実施するとか、そういったものを大体決めて取りかかれたほうがいいんじゃないかなと思っております。1回やって終わりというふうになってしまうのではないかなと思っておりますので、強制的にしっかりとやるというふうに書かれたほうがいいんじゃないかなと思っております。25ページ、3番にこれは中国電力さんがされたということですけども、協力会社の巡視の実施状況の確認は2か月に1回行ってたがということですけども、今後はどのくらいの頻度でチェック、中国電力さんとしてはチェックされる予定なんですか。

○尾沢委員長 長谷川副本部長。

○長谷川島根原子力本部副本部長 今後も基本的には、この頻度というふうに考えてございましてけれども、これは言わば、委託先の巡視に同行いたしまして、一つは牽制もございましてけれども、私ども自身がしっかりと委託先の方が、適正な巡視を行っているかを確認するものでございまして。そういう観点からいうと、つつい運転中、土日以外の設備を運転しているときに確認をしがちであったわけでございます。その中で今回問題が起きた休日の勤務実態が、なかなか私ども委託元として管理が不十分であったということございまして、今後はそういった観点から頻度も、実は問題発生直後からはしばらくうちの社員が現地の巡視をしておりました。これをやはり定期的にするというよりも抜き打ち的にするとか、そういったほうがより効果が高まる可能性がございまして、そんな方策を今

考えてございます。先ほどございました具体的なその実施期間、これはまさしく、もう一段詳しいアクションプランをこれからつくりますので、その中で展開していきたいと思っております。御指摘ありがとうございます。

**○尾沢委員長** 国頭委員。

**○国頭委員** これからつくられるということですが、私はやっぱり従来どおり2か月に1回というので今まではチェックできなかったということが、今までどおりできていないのですので、もう少し重大な箇所であるならばもう少し短い牽制というものは必要なんじゃないかなと思います。次、30ページ、先ほどから出ていましたが、石橋さんも言われましたけども、巡視回数を2回から1回にということでお聞きしたいんですが、自らそういうチェックをされて、8月1日から1日1回ということですけども、これは先ほどから言われているように、自己完結的に決定されましたけども、この件については、12ページにありますけども、調査結果として原子力安全文化有識者会議及び企業倫理委員会等にこれは報告はされるんですか。根本的再発防止対策は、下に外部第三者組織の助言を受けるともありますけども、この2回を1回に減らされたことについては、先ほどから聞いていますけど、第三者的などころは受けないように感じられたんですけども、ここでチェックを受けられるということは、やはりないということですか。

**○尾沢委員長** 長谷川副本部長。

**○長谷川島根原子力本部副本部長** こちらについては、実は昨日の原子力安全文化有識者会議でも御報告をしておりますけれども、この頻度の見直しについての御意見、御指摘はございませんでした。また、企業倫理委員会についても、既に本件は3回ほど企業倫理委員会に諮っておりますので、これについても触れているかと思えます。私その詳細を承知しておりませんが、現状特にここに特化した御意見があったとは聞いておりません。なお、規制当局、規制事務所とはこういったものについては、逐次御相談しておりますので、規制当局のほうの考えなども反映しながらこういった運用の見直しは進めてございます。以上です。

**○尾沢委員長** 国頭委員。

**○国頭委員** しっかりとそれでいいのかどうか、私もこの問題が起きて2回から1回でいいのだと、監視等がモニターでできるからということですけども、やっぱり1回にするというのは、これが起きてから1回にするというのは、やはり緊急時等、先ほど勤務時間も聞きましたけども、勤務時間外のところもあるわけですから、空白時間というのもやっぱりあるということですので、それは今後しっかりともう一度考えられてはどうかと思います。最後にですけども、ちょっと戻りまして18ページの本事案に係る事実関係の問題点の5番、当社は業務委託による具体的な法令等要求事項を協力会社に明示していなかったということなんですけども、これは今後しっかりとされていくということよろしいんですか。

**○尾沢委員長** 長谷川副本部長。

**○長谷川島根原子力本部副本部長** 当然でございます。しっかりと明示してまいります。

**○尾沢委員長** 国頭委員。

**○国頭委員** 法令等要求事項ということですけども、業務委託でよく出てくるのが、書いてあるものに沿わなかった場合は、契約解除等があると思うんですけども、そういったこ

とまで今後書かれることはないのかどうかお聞きしたいと思います。

○尾沢委員長 長谷川副本部長。

○長谷川島根原子力本部副本部長 当然、今回の事案を踏まえて、グループ会社、協力会社とはいえども、契約の中にそういう不履行の場合については、より厳正な対応を求めていくということになろうと思います。よく契約を遵守できていないということであれば、ほかの会社のほうへ委託先を変えたらどうかというような御意見もございますけれども、やはり発電所はかなり特殊な業務をしております。それぞれ長い経験とそれぞれの要員を育成するにおいて、なかなかすぐに他の事業者の方へ代われるというものではございませんので、そういった関係性も当然勘案しながら襟を正していくと、お互いがしっかりと襟を正していくということが今後必要かと思っております。

○尾沢委員長 国頭委員。

○国頭委員 長谷川さんも言われましたけども、何十年と、30年近く親会社といわゆる小会社といいますが、資本も入っているところの多分業務委託会社との付き合いというのが、やっぱりなあなあところがあつたと言われましたけども、そうだと思います。それをやっぱりガラッと変えていくというのは、しっかりとした親会社のチェックというのが必要なんじゃないかと、緊張関係がないといけないと思いますので、そういう点においては、しっかりとかなり厳しいような委託関係をつくってもらいたいと思っておりますし、そう要望したいと思います。以上です。

○尾沢委員長 次、御意見。

土光委員。

○土光委員 まず、丸13に関してお伺いします。今回の調査で私が一番気になるということか事実確認をしたい、納得したいというのは、今回の虚偽報告がいわゆる組織的関与だったかどうかということです。ここに丸13では、組織的関与に関する調査結果でこう書いています。関係者への聞き取り調査の結果、協力会社の管理者は積極的に関与あるいは黙認したような形跡や動機が認められないというふうに、事実認定をしているのですが、これの根拠を御説明ください。

○尾沢委員長 長谷川副本部長。

○長谷川島根原子力本部副本部長 当事者への聞き取りでございます。

○尾沢委員長 土光委員。

○土光委員 当事者に聞き取って、どういった当事者の発言、回答からこういうふうに判断できたんですか。

○尾沢委員長 長谷川副本部長。

○長谷川島根原子力本部副本部長 ほかの方が同じようなことをしているという認識はなかったと、あるいは場長がそういったことを指南したといいましょうか、そういう発言もなかった。それぞれかなり、前回もこの席で土光委員のほうからこの点の指摘を受けてございますので、再度、委託先の調査結果、私どもの調査を含めて確認しておりますけれども、そういった観点から当該者から発言はございませんので、それ以上なかなか調べにくいとか、我々としてはそういったいわゆる組織的なもの、上が指示したとか、そういったものやっても問題ないんだというようなそういう空気、こんなものはなかったというふうに考えております。



○尾沢委員長 土光委員。

○土光委員 ここで、積極的な関与あるいは黙認というふうに書いています。なかなかこれは事実認定が難しいことだとは思いますが。今、こういうふうには事実認定の理由として聞き取りをして、今回32日、該当の巡視員が8名、その8名は当然、それぞれの人は自分がやったというのは当然知っていますよね。だから、この8名のそれぞれの人は自分以外の巡視員は、そういうことをしているというふうには思っていなかったということがまず確認できたんですか。

○尾沢委員長 長谷川副本部長。

○長谷川島根原子力本部副本部長 そういう質問をしておりますけれども、ほかの者がやっていたという認識はなかったとっております。また、直近で起きました今年の2月の事案についても、当該の運転員がそういうことをしていることも知らなかったというふうにしております。

○尾沢委員長 土光委員。

○土光委員 そうすると当然、8人以外、つまり、虚偽報告をしたことがない巡視員も当然いると思いますけど、その人たちもこういうことが過去何度かあったということを全くそういうふうには思っていなかった、知らなかったということですか。

○尾沢委員長 長谷川副本部長。

○長谷川島根原子力本部副本部長 実はもう退職した方を含めてかなりの人数について聞き取りをしておりますけれども、同様にそういった事案、自分の中ではもちろんあったんだと思いますけれども、ほかの方もやっているというような証言はございません。

○尾沢委員長 土光委員。

○土光委員 このとき、2月に発覚したとき、巡視員、調査報告書では8月31日の報告書ではAさんというふうに書いていますけど、その上司が運転副責任者、これもAというふうに書いていますけど、別に同一人物ではないということは了解しています。この発覚したときの運転副責任者であった人は、過去、何年かにわたって虚偽報告をしたということが、そういう事実があるということは知らなかったということですか。

○尾沢委員長 長谷川副本部長。

○長谷川島根原子力本部副本部長 御指摘のとおり、当日の運転副責任者は、過去運転員として実際に1日そういういわゆる偽った報告をしていたようでございますけれども、そのお互いについては、全く知り得ないということでございます。

○尾沢委員長 土光委員。

○土光委員 つまり事実としてこの発覚当時、運転副責任者の立場であった人は、過去何年間には実際、巡視員をしていたんですよね。その運転副責任者であった人が、過去巡視をしていた、そういう作業をしていたときに、この人は虚偽報告をしていますよね。回数は2回だと思います。調査報告書を見るとそういうふうには書いていると私は読むんですけど、そういう事実で間違いありませんね。

○尾沢委員長 長谷川副本部長。

○長谷川島根原子力本部副本部長 それは間違いございません。

○尾沢委員長 土光委員。

○土光委員 なかなか知っていたか知っていないかというのは、聞き取りでもなかなか認

定は難しいとは思いますが、少なくとも最低確認できる事実は、当時の虚偽報告をした巡視員の上司である運転副責任者は、その人自身が過去巡視員であったときに、虚偽報告を2回しているんですね。そういう人が運転副責任者を当時していた、この事実は非常に重たいと思います。だから少なくとも運転副責任者は、自分の経験からもいって、ほかの当時の巡視員がそういうことをするのではないかというふうに思うのは当然だと思うのですがいかがですか。

**○尾沢委員長** 長谷川副本部長。

**○長谷川島根原子力本部副本部長** 土光委員の御指摘のとおり現状でございます。私どもとしても先ほど、この運転業務に関わる協力会社の体制、もちろん現場以外の者も含めて30人ぐらいの体制を取っておりますけれども、なかなかすぐに代替りの要員が育成できるわけでもございませんので、現状、今回の携わった者がどういう業務についているかはなかなか申し上げられませんが、一律関わった者自身には強く自戒を求めていますし、そういった言質も取っております。しっかりと今回のことを含めて、認識が甘かったということになりますけれども、いかに原子力発電所で働くときのいわゆる最低限のルール遵守、こういったものの重要性から含めて再度徹底してございますので、今後そういったことがないようにしていく、これしかないかと思っております。

**○尾沢委員長** 土光委員。

**○土光委員** それから32時間で延べ8人ですね。一番回数が多い人は全部で17回そういうことをしている。調査報告書には巡視員Bというふうに書かれています。この方は、発覚当時、どういう役職の人だったんですか。

**○尾沢委員長** 長谷川副本部長。

**○長谷川島根原子力本部副本部長** 確認いたしますが、たしか運転副責任者をしていたはずです。ちょっとお待ちください。申し訳ございません。この運転員Bは巡視員をしていたと思います。

**○尾沢委員長** 土光委員。

**○土光委員** 2020年のときも巡視員として業務をしていた。続けて業務をしていたということですね。分かりました。それから、私は当時の職場の、要は黙認したような形跡・動機がないというふうに事実認定をしているのですが、例えば、今言った発覚当時の運転副責任者は、過去巡視員として虚偽報告をしたことがある人がそういう役職をしている。だから、この職場の中で特に、土日、違反の業務は土日しかないということで、必要性とも薄々ここまでやる必要があるのかな、そういった感覚もあって職場全体で土日のこの巡視、定められている日に2回というのは、職場の雰囲気として少しぐらいはやらなくても必ずしも2回ちゃんとやらなくてもいいというそういった暗黙の了解、黙認みたいなそういうことがあったのではないかと思うのですが、その辺はいろいろ聞き取りをして、ただ報告書ではそういった黙認したような形跡・動機がないというふうに書いているんですけど、どうもこういう事実認定がなぜできるのか納得できないんですけど、納得できる説明をしていただけませんか。

**○尾沢委員長** 長谷川副本部長。

**○長谷川島根原子力本部副本部長** 納得いただけるかどうか分かりませんが、聞き取りによるとそういったいわゆる職場の空気感、こういったものも含めてなかったという

ふうに言っております。むしろ、2013年には当社のほうにこの半日で2回について、問題提起がなされておりますから、それをもってやらなくていいんだという空気になるのではなくて、委託元に対して改善を要求すると、そういう行為に出られたのではないかと考えておりますので、そこで不正とかそういう温床があったとは思っておりません。むしろ、そういった提言に対してしっかり聞く耳を持たなかった当社にこの問題の責任はあろうかと思っております。

**○尾沢委員長** 土光委員。

**○土光委員** そういった職場の雰囲気というか、例えば調査報告書を読むと、一つは運転副責任者が過去にそういったことをした、そういった行為をしたことがあるというのが運転副責任者であったということとか、実際調査で巡視員にアンケートとか聞き取りをいろいろやって、その結果が調査報告書に書かれています。それを見ると、例えば、ある巡視員の証言として、土日・休日は1日1回でよいと言われたことがあるという証言をしていますよね。それから巡視員の、これはアンケート調査だと思いますが、約6割が1日1回しかしなかったことがある。半分以上の巡視員が2回と定められているけど1回しかしたことがないというふうに答えていますよね。やはりこういうことを見ると、職場の雰囲気で土日に関しては定められているけど必ずしもという、そういった雰囲気があったというふうに私は読めるのですが、これを組織的云々というかどうかは別問題で、やはり当時の職場の雰囲気としては、そういうことであったのではないかとというのが報告書で読み取れるのですが、そこはどうか解釈していますか。

**○尾沢委員長** 長谷川副本部長。

**○長谷川島根原子力本部副本部長** 報告書にはそのとおり書いてございます。確かに1日1回、これは法令は満たしておりますけれども、当社の委託要求は満たしていないということでございます。さらに思いますと、本当に半日で2回も管理区域内の巡視をする必要があるのかというような問題意識も当然持たれていたようです。設備が止まっているにもかかわらず何か変化が起きるはずがないと、そういう恐らく思いがあってしかるべきだと思いますけれども、仕事でございまして、少なくともやはり要求、決められたものはしなきゃいけないというこういう意識は、多分に皆さんお持ちだったと思います。ただ残念ながら、一部やはり法令の要求が一体どうなっているのか、委託の要求がどうなっているのか、そこに違いがあるということが十分に浸透していなかったというのは否めません。そこが我々、同じ職場、原子力で働く者として、そういうルールを守らなきゃいけないという意識は、委託先の皆さんもお持ちだったわけですが、その中で一体何が基本的最低限のラインなのかと、そういったうちのほうからはっきりお伝えしていなかった、あるいは、先方の組織の中の問題もあろうかと思っておりますけれども、今回先ほど申上げたのは、そういったところをやっぱりしっかりしていこうということに尽きるかと思っております。これまで起こったことは大きな問題ではございますけれども、今後はしっかりと適正化を図ってまいりたいと思っております。

**○尾沢委員長** 土光委員。

**○土光委員** もちろん今後は今後できちんとやっていただきたいのですが、やはりこの調査をきちっとやった上で今後のことがあると思うので質問をしています。私は今の調査報告書の例を挙げてやはり、当時そういった職場の雰囲気、その結果、例えば、虚偽報告の

類というのがその延長上にあったのではないかと、これは類推するしかないのですが、だから、黙認をした形跡がないというふうに事実認定ができないと思っています。これに関して事実確認ということで聞きたいのですが、そういった雰囲気では協力会社が2回もやる必要があるのかどうか、という提案というか提言をして、それをきちっと対応しなかったというふうなことがあります、協力会社から具体的にどういう形でそういった提言を中国電力にしたのですか。

**○尾沢委員長** 長谷川副本部長。

**○長谷川島根原子力本部副本部長** そのあたりははっきり私今、把握してございませんけれども、通例同じ職場で当然働きますから、日々のディスカッションですね、やっぱりこうしたほうがいいんじゃないとか、あるいは、それに対してうちが答えると、そんなレベルのものから書面によるものも多分あるんじゃないかと思えます。発電部という部署の中での運用ですから、今の時点で詳細を把握しておりませんが、聞くところによると、明確に記録が残っておりますから、2013年にそういう申し出があったと、何がしかのアクションが取られたんだと思っております。

**○尾沢委員長** 土光委員。

**○土光委員** この辺の事実経過も一応というか、中国電力と協力会社は別会社、それぞれ独立してという、それは長谷川さんもおっしゃっていることですから、委託を受けている中電プラントが中国電力にそういった提案をするというのは、当然何らかのきちとした形、単に口頭とか雑談の中で出たということではないと思えますので、どういう形でそういった提案が出たのか、それを中国電力側はどういった形でどこの部署というか、どう扱ったのか、結果的にはそれは反映されなかったということですが、その辺の事実関係も確認すべきだというふうに思えます。これはまた文書とかがあれば、何らかの形で資料提供というか報告をお願いしたいと思います。それからもう一つは25ページで、当社の視点ということで、括弧3で、中国電力はということで、土日・休日の実施状況を把握できていなかった。この理由は何ですか。

**○尾沢委員長** 長谷川副本部長。

**○長谷川島根原子力本部副本部長** 先ほどの国頭委員の御質問にも答えておりますけれども、正直言って、このいわゆる動向・巡視を土日はしていなかったということだと思っております。つまり、土日の巡視2回の過剰感とか、そういったものを自ら例えば、半日で2回回ってみれば、当社も気がついたんだと思うんですけども、そういったことに十分気がついていなかったということだと思っております。

**○尾沢委員長** 土光委員。

**○土光委員** これは動向云々ではなくて、この3番でも、2か月に1回行っていたんですよ、そういうような確認をしていた。でも土日は把握、実施状況ですから、実際の現地で見るとかそういうことではなくて、どういうふうに巡視されているかをいろんな記録で把握をするというのが2か月に1回、でも土日は実施状況を把握できていなかったというふうに、なぜ土日は把握できていなかったのか、実はこれに関して調査報告書を見るとこう書いています。委託業務の実施状況の確認という項目で、いろいろこういうふうに中国電力は委託業務、つまり中電プラントの巡視をしているかどうかの確認、いろいろあってこの中で、2か月に1回するとかいろいろ書いていますが、最後に、ただし、土日・

休日は実施状況の確認対象とはしていなかったというふうな記述がある。つまり、初めから土日はしていなかった。つまり把握ができていなかったではなくて、していなかったというのが事実なんではないですか。

○尾沢委員長 長谷川副本部長。

○長谷川島根原子力本部副本部長 その表現の違いでございまして、土光委員がおっしゃるように先ほど私言いましたように、土日に動向・巡視をしていないということだと思っております。なぜ最初からスコープに入れていなかったのかについては、ちょっと現状私は推察しかございませんで申し上げます。

○尾沢委員長 土光委員。

○土光委員 表現の違いと言われても、報告書には実施状況の確認対象、対象としてはいなかったと書いているので、元々土日は実施状況の把握をすることになっていなかったというように読めます。逆に巡視員側からすると、これも聞き取りの中で、ある巡視員がやらなくてもばれないというふうに思っていたから、ちょっと手を抜いたみたいなのような証言もありましたよね。だから、そういった中国電力側のやり方、当時の状況、そういうことを踏まえるとやはり、2回を1回にするとか、そういったある意味で手抜き、虚偽報告は手抜き以上のことですが、そういったことがやはりその職場でそういった意識があったのではないかというふうに私は思います。その辺いかがですか。

○尾沢委員長 長谷川副本部長。

○長谷川島根原子力本部副本部長 非常に残念なことだと思います。まさしく手抜きというようなことが起きてしまっていると思うんですけども、そこに本来の信頼関係とパートナーシップというものがしっかりあるというふうに思っていましたけれども、性悪説ではございませけれども、グループ会社といえども、長い中で、私どもの委託要求が過剰であったりすると、そういうことが発生し得ると考えてございませ。基本的にはまずは、風通しを良くして信頼関係をつくるのが最優先だと思っております。それが今回の原因でもあり対策だとも思っていますんで、土光委員が御指摘のように長年の委託・受託関係の中で惰性とか、手抜きとか、人間は必ずそういうところがございますんで、しっかりとたす必要があろうかと思っております。

○尾沢委員長 土光委員。

○土光委員 だから私はそういう意味でその辺の事実関係、言葉でいけば、今回のことに関して、管理者の積極的な関与とか黙認とか、それがあるかかないか、これはやはり第三者が客観的に直接調べないとなかなか事実関係が明らかにならないのではないかというふうに思います。この13ページを見ると、調査の結果、関与あるいは黙認したような形跡・動機は認められず、これは中電プラント自身が調査をして報告書を出して、そこにそういうふうな多分結論というか事実認定をしているんだと思います。これに関して括弧で、これを弁護士による検証も実施している。というふうに、ある意味で第三者のここで検証もしているんだよというふうに書かれているのですが、この弁護士は中国電力とか中電プラントからの第三者の立場の方なんですか。

○尾沢委員長 長谷川副本部長。

○長谷川島根原子力本部副本部長 そういうふうに認識しております。

○尾沢委員長 土光委員。

○土光委員 第三者ということですか。

○尾沢委員長 長谷川副本部長。

○長谷川島根原子力本部副本部長 もちろん契約関係がございませけれども、そこは弁護士のお仕事でございませから、適正に弁護士としての正しい判断をしていただけると思っております。

○尾沢委員長 土光委員。

○土光委員 当然、弁護士でそういったことをきちっと見る目があるんだろうと思ひますけど、私が言っているのは、この方が中電プラントとか中国電力から見て第三者の立場の弁護士ではないんじゃないかというふうに言っているんです。今、長谷川さんも契約関係がありますがというふうに一言言われましたけど何があるんですか。

○尾沢委員長 長谷川副本部長。

○長谷川島根原子力本部副本部長 この検証された弁護士は、中電プラントのいわゆる顧問弁護士に当たる方だとは聞いております。ただそれがゆえに、委員がおっしゃるようには手心があったりとか、そういうものではあつてはならないと思ひますんで、ここでその弁護士さん個人の見立てをどうのこうのいう気は私どもはさらさらございませないので、よろしく願ひいたします。

○尾沢委員長 土光委員。

○土光委員 私は手心を加えているんじゃないかとそんなことを言つてないですよ。つまり調査は、やはり第三者がやらないとちゃんとできないんじゃないかという、そういうふうには言っているんです。ここで見ると、調査報告書の概要版でも書いているけど、第三者的な立場からチェックしてもらったとか、というふうには言っているんだけど、この弁護士さんは中電プラントとか中国電力の立場としては第三者の方ではないですね。これ中国電力の顧問弁護士もやられているんじゃないですか、違ひますか。

○尾沢委員長 長谷川副本部長。

○長谷川島根原子力本部副本部長 たしかそう聞いております。

○尾沢委員長 土光委員。

○土光委員 つまり、だから手心加えて云々というのを、そこまで私は事実が分からないので言うつもりはないですけど、第三者がチェックしたというふうには言うのは、これは明らかに事実関係からミスリードだと思ひます。

○尾沢委員長 長谷川副本部長。

○長谷川島根原子力本部副本部長 私はそうは思ひませんが、やはり弁護士としてのお仕事として客観的な御指導があつてと思ひております。

○尾沢委員長 土光委員。

○土光委員 これは見解の相違ということしか言えないですけど、立場が中電プラントや中国電力の顧問弁護士の方がチェックをした、それをもつて弁護士だから第三者のチェックをしているというふうには私は到底言えないと思ひし、通常常識的に多くの人はそう判断しないと思ひます。それは申し上げておきます。続けていいですか。

○尾沢委員長 土光委員。

○土光委員 だから、この組織的関与ということに関してやはり黙認とかそういった微妙な事実関係、微妙なことに關しては、ほんとにその中電プラントとか中国電力の利害関係

のない立場の人が直接調べて、ということをしなるとなかなか本当の事実認定はできないのではないかと私は思います。だからここで、積極的な関与、黙認したような動機が認められないから第三者の組織的関与はないというふうに結論づけることに関しては、私は納得はやはりできません。

**○尾沢委員長** 言っておきますけど、今日の調査報告書の取りまとめについて、我々は報告を受けておりました。

(「そうです。」と土光委員)

**○尾沢委員長** 議員の皆さん方も御意見があればということでございますので、ここでこの報告書の中身について、極めて法的な判断みたいな部分については、説明ができない部分もあろうかと思っておりますので、意見としては聞いていただけるんだらうと思っておりますのでよろしくお願ひします。

**○土光委員** 何をよろしく言われたのか私は分からないんですが、中身について質問しています。当然、すぐ答えられないことはそれは後ほどとか言っていますので。

(「はい。」と尾沢委員長)

**○土光委員** 続けていいですね。

(「続けてください。」と尾沢委員長)

**○土光委員** この第三者機関に関してもう一つ確認したいんですけど、これは鳥取県と米子市、境港市が5月の時点で、この巡視虚偽報告が発覚した後に、中国電力に申入れをしていますよね。そのときに、中身としては3項目を要請しています。その一つにこう書いています。第三者機関による全容解明と徹底した原因究明、第三者機関による全容解明を求めています。これを中国電力はどう受け止めているんですか。

**○尾沢委員長** 長谷川副本部長。

**○長谷川島根原子力本部副本部長** 今回の事案の申入れにそれがあるかどうかを確認を…。仮になくとも第三者機関の関わりというのは、第三者機関の関わりは12ページ目に記載したとおりでございますので、先ほど来申し上げております安全文化有識者会議も7名の社外の方がいらっしゃいます。企業倫理委員会もたしか5名の方だったと思ひますけれども、社外の方から適切な御指導をいただいております。

**○尾沢委員長** 土光委員。

**○土光委員** つまり、県と米子市、境港市は第三者機関による全容解明と徹底した原因究明、これを求めているということに対して中国電力は今言われた今日の資料では丸12、いろんな第三者のどこから助言をもらったり、それを評価してもらったりそういうことをしているから、それで県と両市の要請は、そういう形で反映しているというのが中国電力の認識ですか。

**○尾沢委員長** 長谷川副本部長。

**○長谷川島根原子力本部副本部長** 今回の事案の米子市さんからの申入れ書を今確認しておりますけれども、当然、視点としては第三者性が要求されると思ひますけれども。

**○尾沢委員長** 資料の提供をさせていただくようですね。お待ちください。

長谷川副本部長。

**○長谷川島根原子力本部副本部長** 失礼しました。確かに明確に記載がございますので、先ほどの答弁のとおりでございます。

**○尾沢委員長** 土光委員。

**○土光委員** つまり、第三者機関による全容解明を求められたことに対して中国電力としては、実際の聞き取りとか調査、それは中電プラント、中国電力自身がやっていますよね。それに対してやり方とか報告書に関して、第三者から助言をもらったり評価をもらったりそういう形で反映しているということですね。これ米子市側に聞きたいんですけど、実際、第三者機関による全容解明を要求しているんですよ。中国電力の対応は今のような対応です。これでその要求は受け入れられているという認識ですか。

**○尾沢委員長** 永瀬防災安全監。

**○永瀬防災安全監** この案件につきまして、令和2年5月13日に確かに土光委員御紹介のとおり、鳥取県知事、米子市長、境港市長で申入れをしております、その中に第三者機関による全容解明と徹底した原因究明を等々、その他もろもろ、このたびの案件について申入れをしているところなんですけども、この表現というものは、前にも事案が発生したときにも同じような表現を繰り返し使わせていただいているものなんですけども、基本的な意味合いとしましては、中国電力だけのそういった内部完結型の調査、原因分析にとどまることのないように、そういった意味で言葉選びをさせていただいております。今回、調査結果報告の際に、中国電力のほうから鳥取県、米子市、境港市に説明をいただいたわけなんですけど、そのときに、先ほど来の長谷川副本部長さんからの説明と同様のことをお聞きしております。理想的な形としてもし適切な外部機関というものが存在し得るのであれば、そういった第三者機関というもの、そこでの独立した調査等々があり得るんだと思いますが、今回の御説明の範囲内では総合的にはそういった第三者が介入してと、ところどころだというふうには認識しておりますけど、そういった介入していただいた調査であるんであろうなということで、完璧ではないのかも知れませんが、了としているところでございます。

**○尾沢委員長** 土光委員。

**○土光委員** 私はそういう米子市、これ境港市とか鳥取県が今のことにどういいう見解を示すか知りませんが、そういう米子市の対応が今まで中国電力でいろんな、一言で言うと、不祥事があってその繰り返し起きる。文章でいうと明らかに第三者機関による全容解明というのは第三者機関がするんでしょ。それを外部機関がないから、そんなもんあるわけないでしょう。事件が起きてそのときにつくるんですよ第三者機関は。つくってそこでする。それが第三者機関による全容解明ですよ。それを言葉上ではそういつてこれに、私は全面沿った原因究明、調査をしていると思いませんけど、それを曖昧な形で容認するという、そういう姿勢というのは、非常に私は中国電力以上に問題だと思います。先ほど永瀬さんも言いましたけど、これ5年前に、これは同じような事案があって、機器の虚偽の検査をつくってという、これはちょうど5年前ですよ。そのときも県と米子市、境港市は申入れをしていますよね。今いみじくも言いましたけど、そのときの申入れの文章と今回の申入れの文章はほとんど一緒ですよ。日にちと今回対応の中電プラントが入っている。なんかコピー・アンド・ペーストでつくったと見間違えるほど、過去にそういう文言がたまたまあったから今回もそれを使ったみたい、この申入れした本人がそんな曖昧な姿勢でやるのは、私は駄目だと思いますけど、いかがですか。

**○尾沢委員長** 永瀬防災安全監。



**○永瀬防災安全監** 確かに過去の表現をそのまま使った、結果的にそういうふうになっております。鳥取県、境港市、米子市と連携してこの文章を考えておるわけなんですけど、どうしても過去の事案を参考にさせていただくというのは、習いとしてやってきたわけなんですけど、先ほどの第三者機関によるということに関しましては、先ほど来言っておりますけど、これを具体的にこういった第三者機関を中国電力に設置をしていただいて、具体的な事柄を中国電力さんと申し合わせをした上でこの申入れをしたわけじゃなくて、理想的な形としては土光委員も先ほど来おっしゃっておられますように、第三者的な立場のそういった組織を立ち上げてもらって、中国電力にとどまらずに解明されるのが、そういったこういった事案の発生の際の王道的なものなんだろうと、ぜひそういった形を目指してほしいという気持ちをこの3者連名ということで今回も表現しましたし、過去もそういった気持ちだったんだろうというふうに思っておりますし、今回もそういうふうにさせていただいて、気持ちの問題としてはそういうことでございます。

**○尾沢委員長** 土光委員。

**○土光委員** 行政の申入れの文書の文言が、単なる気持ちの問題というのは、そんなのではないでしょう。それは言っておきます。私が第三者機関にこだわるのは、過去もそういった事例があって、その時、その都度、その時もこれを言って、身内で調べるのではなくてきちっと第三者から検証を受けて本当に何が問題かというのは、第三者の目で見ないと根本的な原因究明、解決策にならないというのは5年前も言われていたんです。今回も私はそう思っています。今最初に、それこそ組織的関与で当時の運転副責任者とか巡視員が、そういう職場の状況はどういう状況だったか、黙認というのがあったのかなかったのか、そういったのはやはり、その会社だけ、中電だけで調べてもなかなか聞き取りで答えるほうもいろんなことに私は気を使うと思うし、それが本当に利害関係のない第三者がすると、その辺がもう少しクリアになるのではないかと、そういった意味で私は必要だと思っているんです、単なる気持ちの問題ではなくて。だから最初私は、この行政の申入れの文書を見たときに、ちゃんと申入れをしている。あとは中国電力の対応、どういうふうにしてもらえるのかなと思ったんですけど、実際の対応は調査を第三者はしていない、単なる助言とチェックだけ、それを見て今、米子市は申入れした当人が、気持ちの問題だから別にそれで容認するみたいな。それはあり得ないですよ。もう一度答弁を求めます。

**○尾沢委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** 私のほうから重ねて申し上げますが、今、防災安全監は当時の考え方、思いを少ししゃべったわけではありますが、第三者機関によるという言葉は、その第三者機関が関わって中国電力の内部調査だけにとどまらず、何らかの形で外部機関の検証を受けてという意味であって、第三者機関がいわゆる主体的な調査を行うような機関を設立してやるかどうかという、そこに限定した申入れではないということを申し上げています。つまり、第三者機関によるというのは、議員がおっしゃるような第三者機関というものを設立して、そこが独立・主体的にやる方法に限定した申入れではないということを申し上げていますので、そういうことからして、今回の調査の内容というものについては、市としては受け止める内容として満たしているのではないかとということを申し上げておるわけでございます。以上でございます。

**○尾沢委員長** 土光委員。

**○土光委員** これ県と境港市、3者での申入れですけど、今の副市長の第三者機関による全容解明という解釈は、県も境港市もそういう解釈で一致しているんですか。

**○尾沢委員長** 永瀬防災安全監。

**○永瀬防災安全監** 鳥取県、境港市も同様な時期に中国電力さんから説明を受けておられまして、それについての受け止めというのは鳥取県等から聞いておりますが、考え方は同様です。

**○尾沢委員長** 土光委員。

**○土光委員** つまり考え方は同様だというのは、今回の中国電力の調査の仕方は、申入れによる第三者機関による全容解明というふうに認識をするという、これは米子市だけじゃなくて県も境港市も申入れ当初からそういうことで、この文書は解釈されていたということなんですか。

**○尾沢委員長** 永瀬防災安全監。

**○永瀬防災安全監** 先ほど私の言葉が足らずに副市長に補足をさせていただきましたが、そういう意味合いに対しまして、このたびの調査結果の報告、これについての説明が先般あったわけなんですけど、それに対しての様々な形での第三者の関与ということの総合的な御説明を伺いまして、それについてこの申入れの内容に適合するんじゃないかということは、鳥取県等のほうにも考え方を確認し、本市としてもそういうことだということでしたら、先ほど申し上げさせていただいたところでございます。

**○尾沢委員長** 土光委員。

**○土光委員** 県とか境港市のことだから断定的に、今の答弁は今一步どの時点でどうだというのは、ちょっとよく分からなかったので置いときます。とにかく、この文言で第三者機関による全容解明というのは、当然、第三者機関が主体となって調査・解明をするというふうな文言です。誰が見てもそう思います。もしそうじゃない評価とかチェックとか、というところしか考えていないんだしたら、この文章を申入れの時点でこんな表現を使うべではないと思います。この表現はそうしか読めないというふうに私は思います。もう一つは、第三者機関にこだわるのは、この申入れでこういう文言があるだけではなくて、今言った本当の原因、組織的関与、黙認があったのかどうか、これはやはり第三者じゃないと利害関係がないところが調べないと私はきちっとほんとの事実は確認できないというふうな事案だと思いますので、そういった二つの面で強く言っています。

**○尾沢委員長** 土光委員ちょっとお待ちいただけますか、ほかに御意見がある方はいらっしゃいますか。ということは、土光委員の質問、御意見というふうなことで、土光委員まだ時間はかかりそうな御意見でしょうか、どうでしょうか。

**○土光委員** そんなにかかりません。

**○尾沢委員長** そんなにかからないですか。そうしたら、3時で切りを入れなくてそのまま進行させていただいてよろしいですか。長かったら、ここで休憩を入れて、あなた以外にも御意見があればその方の意見を入れていくということ为先ほど御相談申し上げたわけです。

**○土光委員** 長くはそんなにあとかかりませんが、休憩はしたいなという気持ちがあるのですが。あとは委員長に判断を任せます。

**○尾沢委員長** ここで休憩を入れさせていただきたいと思います。

午後3時00分 休憩

午後3時12分 再開

○尾沢委員長 原子力発電・エネルギー問題等調査特別委員会を再開いたします。

皆さん方の御意見を求めます。

土光委員。

○土光委員 米子市等が申し入れた文面に関してもう一点お伺いします。この申入れの文面の中で第2項目目に、県民に対して分かりやすく説明すること、米子市に即して市民に対して、これは米子市の見解、これは以前私が聞いたときには、具体的に何か求めるということではなくて、市民に対して分かりやすく説明するというのを中国電力としてどういうふうにするか注視していくという考え方でした。中国電力としては県民に対して分かりやすく説明ということに関して、今後どのように対応するおつもりでしょうか。

○尾沢委員長 長谷川副本部長。

○長谷川島根原子力本部副本部長 従前から続けてございますけれども、まずは当社が一般のプレス発表、こういったことを報道を通じて県民の方にもある程度お耳に入ったのではないかと思います。また報告書を含めまして、全ての資料を当社ホームページに掲載してございますので、そういったところから御覧いただくこともできます。ある意味今日のような各自治体の議会での御説明などもその一つというふうに勝手ながら考えさせていただいております。いずれにしても今後、具体的には考えておりませんが、当社が今置かれております状況、2号機の審査もかなり進んでまいりました。そうなれば次の段階としてまた別な意味での御説明会などもあるかと思っております。いろんな機会を捉まえて、しっかりと皆様方に御説明をしてまいりたいと思っております。

○尾沢委員長 土光委員。

○土光委員 市民に対して分かりやすく説明をするということに関して、ホームページ等で資料とかを積極的に公開をされていると思っております。それから報道を通して、それから今日のような議会に対して、そういうことをきちっと来ていただいて、というふうに思いますが、市民に対して分かりやすく説明というのは、例えば直接説明とか、質疑応答ができる形の説明というのは、一言で言えば、いわゆる住民説明会的なものというのはやりませんか。やったほうがいいと思うんですけど。

○尾沢委員長 長谷川副本部長。

○長谷川島根原子力本部副本部長 現時点では、この件に関して単独での説明会を今計画はしてございませんけれども、先ほど申しましたとおり、今後そういった機会があるかと思っておりますし、この席でも申し上げました私どもの活動の一環として、自治会単位等での説明会、今、コロナの問題がございましてなかなか進展がないところではございますけれども、そういった機会もつくらせていただこうと思っております。

○尾沢委員長 土光委員。

○土光委員 できるだけ市民に対しても直接説明する機会というのを設けていただければと思います。それから今日の資料の丸12のところ、備考のところの二つ目のポツ、根本原因分析及び再発防止対策は、外部第三者組織の助言を受けますとあります。この外部第三者組織というのは、これは具体的に何ですか。

○尾沢委員長 長谷川副本部長。

○長谷川島根原子力本部副本部長 原子力安全推進協会という組織でございます。

○尾沢委員長 土光委員。

○土光委員 ここが外部第三者組織、この表現、助言を受けるというのは、一応8月31日で報告書ができてこれから受けるんですか、もうこれまでに受けているんですか。

○尾沢委員長 長谷川副本部長。

○長谷川島根原子力本部副本部長 今回の報告書に反映をしております。

○尾沢委員長 土光委員。

○土光委員 つまりいろいろ途中で助言、アドバイスを受けて今回の報告書ができたということですね。これは私の意見ですが、第三者機関による調査云々というのは、先ほど私の考えを申し上げましたが、この助言を受けるというのは、実際いろいろな調査の途中で状況を説明していろんな助言を受けて反映をしている。それはそうだと思います。ただ最終的にでき上がったものに対して、やはりきちんと評価も受けたほうがいいのではないかと私は思います。それからあと、実は調査報告書の概要というのがありまして、その中の一文でこういったのがありました。こういうふうに根本的な原因としてこう書いています。巡視等の保安業務をアウトソーシングする際は、こうこうということで原因が記述されています。お聞きしたいのは、巡視等の保安業務のアウトソーシングというのは、要は下請けに出すということだと思います。この巡視等の保安業務というのは、どのくらい種類があって、そのうちのどれくらいを委託しているんですか。

○尾沢委員長 長谷川副本部長。

○長谷川島根原子力本部副本部長 ここは保安業務ということでございますので、一言で言うと、当社の保安規定に記載のある業務の範囲、もっと言いますと、安全に関わる場所というふうにお考えください。ですから今、いろいろな新しい設備を建設したりしておりますけど、こういったところは除くわけでございます。具体的にどういったものを、先ほどほかに2社と申しましたけれども、一つは、中電環境テクノスという会社でございますけれども、この会社には構内での放射性廃棄物を詰めましたドラム缶の運搬業務とか、あるいは、発電所の運転で使います冷却水用の水を造る装置、純水装置と申しますけれども、もともとは山水とか雨水からどんどん段階を追ってきれいにしていくんですけど、こういう設備を使います。これの運転業務ですとか、そういったものを委託しております。さらには、アトックスという会社がございますけれども、こちらのほうには、放射線管理を代行していただくような業務、私どもと一緒に構内の放射線管理全般を業務していただくこんなこともしております。あとは、中電プラントに対しては、先ほど言いましたけれども、廃棄物処理設備の運転・巡視、または放射性廃棄物の貯蔵庫の巡視、こういったものも委託をしております。以上です。

○尾沢委員長 土光委員。

○土光委員 分かりました。要は巡視等の保安業務、これをアウトソーシングしているのは、中電プラントを含めて3社ということだと理解しました。

最後に聞きます。今回こういった虚偽報告の事案があって、中電側は社長を含めた処分として、減給とかなんかそういうふうなことをしたという新聞発表がありました。今回の事案で中電プラントの会社に対しての何らかの中電からの処分というのは言いすぎですけど、何らかのことで、それから虚偽報告をした巡視員に対して何かペナルティなどはどうい

うふうにされたのですか。

**○尾沢委員長** 長谷川副本部長。

**○長谷川島根原子力本部副本部長** まず委託に不履行がございましたので、会社同士としましては、事案が発覚以降、中電プラントに対し新規の工事発注停止をかけております。また、中電プラントの当該社員の処分につきましては、中電プラントの実施されたこととございますので、詳細は申し上げられませんが、厳格に厳正に処分がなされております。会社の経営責任としては、中電プラントも原子力に関わる役員が自主的とは聞いてございますけども、報酬の返上、さらに当社も社長以下、原子力に関わる役員が報酬の返上をしてございます。以上でございます。

**○尾沢委員長** 土光委員。

**○土光委員** 今回の中電プラントに対する中電側のいわゆるペナルティはそういったことだということで、これは先ほどの調査結果で組織的関与はなかったという事実認定の基にされていると思います。これもし組織的な関与があれば、またペナルティの種類は変わってくるのではないかと思います。いかがですか。

**○尾沢委員長** 長谷川副本部長。

**○長谷川島根原子力本部副本部長** 仮定の話ですのでなかなか具体的にはお答えできませんけれども、組織的な関わりがあれば、企業の責任も当然一層重くなると思いますので、おっしゃるような場合によっては対応が変わる可能性はございます。

**○尾沢委員長** 土光委員。

**○土光委員** 当然そうだと思います。元に戻りますけど13ページに書いている組織的関与に関する調査結果で、協力会社の管理者は積極的な関与あるいは黙認したような形跡や動機は認められず、これはあくまでも一般論ですけど、動機は当然あると思います。組織的な関与があるかないかは大きな違いですから、動機もないというふうに書いているのは、私はちょっとなかなかなぜなんだろうというふうに思っているところです。以上です。

**○尾沢委員長** そういたしますと、皆さん方にあらかじめお聞きしましたように、皆さん方の意見は全て聞いていただいたということでございますので、よろしいですか。

本件については、これをもって終了いたします。ここで参考人には御退席をいただきます。ありがとうございました。御苦勞様でした。

[参考人退席]

**○尾沢委員長** 次に、令和2年度原子力防災訓練の実施について、当局からの説明を求めます。

藤谷防災安全課危機管理室長

**○藤谷総務部主査兼防災安全課危機管理室長** 令和2年度原子力防災訓練の実施について説明をさせていただきます。資料は表裏1枚物でございます。

今年度の原子力防災訓練ですが、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、規模を縮小することと、人と人との接触をなるべく少なくして実施をいたします。今回報告する内容は現時点のものでございまして、現在、細部は県などとの関係機関や住民の方と調整しているところでございます。なお、本年実施いたします訓練の内容は、初動対応訓練と住民避難訓練でございます。

資料1、目的でございますが、初動対応訓練におきましては、関係機関とのテレビ会議、

災害対策本部運営訓練を行いまして、初動時におけます関係機関との連携、災害対策本部への指揮、意思決定の手順、各班の業務内容の確認を目的といたしております。次に、住民避難訓練につきましては、新型コロナウイルス等の感染症流行を想定しての一時集結所の運営訓練を実施いたしまして、課題の抽出や運営要領の習熟を図るほか、今回の訓練では自家用車を用いまして、一連の避難行動を実施することにより住民に避難要領を周知し、避難退域時検査会場での職員の対応要領の習熟を図ることを目的としております。

2、訓練想定ですが、10月28日に島根県東部での地震発生によりまして、島根原子力発電所で事故が発生し、事故の進展によりまして放射性物質が放出され、31日に米子市の一部の地域に一時移転指示が発令されるとの想定で行います。

3、初動対応訓練ですが、10月28日午前11時から12時までの間、島根原子力発電所周辺の2県6市等との関係機関とのテレビ会議や各種の通信機器を活用いたしまして関係機関との情報共有を行うほか、規模は縮小して実施の予定ですが、米子市原子力災害対策本部会議を開催いたしまして、対応方針の決定等を行います。

4、住民避難訓練です。日時は10月31日土曜日ですが、午前8時30分から12時までの間の予定といたしてございまして、対象の地区は現在調整中でございます。例年、バスや鉄道への避難訓練を行ってございましたが、今年度はこれを行いませんで、約15世帯の方に御参加いただき、自家用車での避難訓練を実施いたします。訓練の流れでございますが、8時30分に防災行政無線や緊急速報メールによりまして、一時移転指示の発令をいたします。資料の裏面に移りますが、御参加いただきます約15世帯の方には、場所は未定ではございますが、一時集結所に集合いただき、安定ヨウ素剤の服用訓練を実施いたします。その後、参加いただく住民の方には、自家用車で避難退域時検査会場に移動をしていただきます。避難退域時検査会場につきましては、琴浦町にあります山陰道の道の駅、琴の浦でございまして、この施設は避難計画にはない施設ではありますが、臨時に開設したとの想定で行うものでございます。ここにおきまして、車両のみの避難退域時検査を実施したいとしまして、訓練想定を終了といたします。なお、新型コロナウイルス感染症に配慮いたしまして、人に対する検査は行わないことといたしてしております。原子力防災訓練の説明は以上でございます。

**○尾沢委員長** 当局からの説明は終わりました。委員の皆様からの御意見を求めます。

稲田委員。

**○稲田委員** 何点か聞かせてください。まず、細かい話になるんですが、目的の一番最後に避難退域時検査会場における行政職員の自家用車避難者への対応と書いてございます。当初のパンフレット等では、米子市内にはその避難退域時検査会場はなく、ただ、以前ですかね、日吉津村にある大型商業施設では、臨時ということは適切かどうかわかりませんが、開設した経緯があります。今回は琴の浦の会場で、これも想定しているところではないと、その考え方は臨機応変にこういうところでどうかと、それでもし、今後、米子市内でもそういう会場を想定するようなことがあるのであれば、ここからは質問なんですけど避難退域時検査のところは私も何回も言っているんですけど、おおむね県の職員の方が多いのかなと思うんですが、米子市の職員がそこに行くということはあるんでしょうか。今後ノウハウとして市の職員さんも知っておいたほうがいいのではないかとということで聞いてみたいと思っておりますがいかがでしょうか。

○尾沢委員長 戸崎防災安全課係長。

○戸崎防災安全課危機管理室係長 市の職員が避難退域時検査会場で検査を行うということにつきましては、原則、想定はしていないんですけども、やはり市の職員はこちらのほうの米子市内の住民さんへの避難指示であったりとか、場合によっては、交通誘導、また関係機関とのいろいろな調整であったりとか、そういうことに当たりますので、想定はしてありませんが、もし業務の中で余裕ができるようであれば、避難退域時検査会場のほうにも応援に行くようなことはあり得るかと思っております。

○尾沢委員長 稲田委員。

○稲田委員 質問した背景には、これまではバスということから、自家用車が今9割以上見込むということで、どれぐらいの混みようなのか、今回コロナでだいぶ数は絞られるということなんですが、1台当たり何分ぐらいかかるのかとか、そういったことが分かっていたら、いわゆる流れとしては、米子が上流という言い方が適切かどうか分かりませんが、上流から下流に行くところで上流のほうで何かうまくコントロールができれば、より中流・下流が上手に流れるんじゃないかなと思って質問をいたしました。できれば、今回規模が小さいようであれば、そういうところにもいろいろな職員の方が出向かれて、見学というか経験されるのもいいのではないか思いました。あとはこれは質問では特になんですけど、毎年見させてはいただいているんですけども、今年はコロナの関係で要するに見学という立場がどこまで許されるのかどうかは、今ここでとは申しませんので、また分かり次第教えてやってください。以上で終わります。

○尾沢委員長 中田委員。

○中田委員 今回自家用車を使って実際やってみるということで、それ自体はいいとは思いますが、質問としては、そのような一連の避難行動を実施して、住民の要は自家用車を使っての避難要領を周知するというふうに書いてあるんですけども、この自家用車を使っての避難要領というのは、どのような範囲・内容を想定されている要領なんでしょうか。

○尾沢委員長 戸崎防災安全課係長。

○戸崎防災安全課危機管理室係長 まず御自宅にいらっしゃる間に避難の指示を聞いて、自家用車でまず一時集結所へ行っていただき、そこで安定ヨウ素剤を受け取っていただいて、服用していただいて、それから車で避難退域時検査会場を目指す。本当の避難の場合は、この避難退域時検査会場での避難を経た後で避難所に向かっていただくということになるんですけども、訓練ではこの避難退域時検査会場での検査をもって終了といたしまして、米子のほうに帰っていただくということを考えております。

○尾沢委員長 中田委員。

○中田委員 そうすると例えば今まで、バスを使って集結所から移動したりとか、何らかの形で避難所に来たという想定を、自家用車を使って要はどういう順序で人が動くかということ、簡単に言うとそういうことですよね。何が言いたいかといいますと、極論的に言いますと、そんなことは分かったことで、歩いて行くか、何かで行くか、自家用車で行くか、そこで一時避難所まで行くと、私が何を言いたいかといいますと、自家用車を使った場合にどういうことが想定されて、どういうことに注意を払って準備をしたり、どういうことを考えながら自家用車を使うことが多く予想されているわけですから、どういうこと

を避けたりとか、どういうことに注意をしたりとか、どういうことを遵守したりとか、そういったことをすることによって、その無秩序な渋滞を極力避けるようなコントロールができるかどうかというのが自家用車の一番の問題だと思うんですよ。さっき稲田委員も渋滞の想定ができたという話がありましたけど、普通に渋滞状況を想定することは今の段階では無理だと思います。これは例えば、ここでいうと431号線の渋滞状況とか、いろんな渋滞の状況というのは、学術的に工学的に計算である程度出したりとか、それには様々な要因をそこに数式に入れ込んで出すことは可能ですよね。だからそういったときに、最悪どのような渋滞がどこで起きるのかとか、そういうシミュレーションづくりをしたりとか、そういった中でどういうふうにルートをコントロールするような指示を伝えることができるのかみたいなことを、どうやって実際あるまでに情勢として組み立てて準備が整っていけるのかみたいなことを取り組んでいかないと、個々の人たちがそのときには何をもって車に乗ってとりあえずどこに行こうみたいなレベルのことだけに陥っているのは、私は訓練の成果物がそんなに積み上がらないと思うんですけどいかがですか。

**○尾沢委員長** 永瀬防災安全監。

**○永瀬防災安全監** 委員おっしゃるとおり、私も考えてしまいますけど、いざ車に乗って家族も一緒になって一時集結所に行って、その後避難退域時検査会場へ、その後は避難所というふうに実際の流れとしては頭の中では理解できると思うんですけど、渋滞をしているかもしれないということを予測しながらも、どの道を通って行こうとか、避難指示が出た後はどういったものを用意して出るのがいいなのか、途中トイレが気になるなどか、いろんなことがあろうかと思います。そういったことを今回の訓練も含めて頭の中でシミュレーションをしてもらうような機会にもしていければなというふうにも思いますんで、今回だけではないと思いますが、十分に事前の説明会などで説明をさせていただきますけども、大卒の避難要領というようなことに加えて、ぜひ皆さんで実際自分が避難訓練をこの訓練をしながら、いろいろと同乗者の中で話し合ってくださいとか、こういったことに気をつけないといけないのか、そういったことも考えていただく機会としていただきたいと思いますし、我々としてもきめ細かにこういったことをお話を今後していければいいかということ、この機会に考えてみたいなというふうに思いました。

**○尾沢委員長** 中田委員。

**○中田委員** 私は今回の訓練が駄目だ、意味がないと言っているわけではなくて、これはただ参加する人たちも非常に限定的に規模としてはなってしまうし、その成果物を今度は全体に市民にどう成果を伝えていくのかということが大事ですよ。それから、そこから訓練によって得た課題とかいろいろ気がついたことを行政としてどう対策を打っていくところに役立てるかがあると思うんですよ。今回得た情報、訓練によって得たものを参加者だけが訓練されてよかったねという話で終わらずに、そこからどういうことを住民に周知していくのかのところで、先ほど言ったような観点をぜひ入れていただきたい。そういう頭を持ちながら、要は住民に自家用車避難というのはどういうものなのか、どういうリスクとどういう課題があるのか、そういったことまで分析していくということが求められている。それから例えば、さっき紹介したのは、渋滞というのは計算である程度予測値が出ると言いましたが、交通渋滞なんかはよくそれでやっているんですね。そういったものを米子市にやれと言っているわけではなくて、これは県なんかも含めてそういったことを



やってくれる大学もありますし、機関もありますんで、そういったところにきちっとそのようなそういうときの渋滞予測だとか、どういうふうにコントロールすべきかみたいなどころはもっと学術的に研究してもらえような委託を県なら県でしていただくような、そういった行政として準備しておくべき大事なものがあるんじゃないかと思っています。それは併せて、ぜひ、今後取り組んでいただきたいということを要望しておきたいと思います。

**○尾沢委員長** ほかに御意見は。ないようでございますんで、本件については終了いたします。

次に、その他ですが、委員の皆様、当局から何かございますでしょうか。

ないようでございますので、以上で原子力発電・エネルギー問題等調査特別委員会を閉会いたします。

**午後 3 時 4 1 分 閉会**

米子市議会委員会条例第 29 条第 1 項の規定により署名する。

原子力発電・エネルギー問題等調査特別委員長 尾 沢 三 夫